平成２３年（フ）第４９５号
北海道旭川市東４条４丁目１番13号　サン・イースト１階101号室
債務者　横尾　絹子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７１号
愛媛県大洲市徳森2321番地88　ＣＯＵＲＴ　ＩＮ　雅203号
債務者　坂本　敬二
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２０６号
静岡県富士市中野490番地の34、前住所静岡県富士市松岡1388番地の112
債務者　山本　　正
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２０７号
静岡県富士市中野490番地の34、前住所静岡県富士市松岡1388番地の112
債務者　山本千津子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２１９号
静岡県富士市森島551番地　グランディール１Ａ号
債務者　中川　　瞳
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２２３号
静岡県富士宮市山宮968番地の15
債務者　佐藤　幸雄
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７３５号
岡山県瀬戸内市長船町土師1207番地１
債務者　兒島　義人
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３６号
岡山県瀬戸内市長船町土師1207番地１
債務者　兒島フサエ
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４４号
岡山市北区京山２丁目３番５号
債務者　藤山　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４号
熊本県人吉市瓦屋町1625番地　立野団地３―１―５
債務者　有馬　和子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の一般調査期日

平成２２年（フ）第９５８号
大阪府岸和田市磯上町２丁目１番21号マイトレヤ和田Ｃ103号、開始決定時の住所大阪府泉北郡忠岡町高月北１丁目５番10―４号
破産者　岡田　光市
一般調査期日　平成24年２月７日午後２時
平成23年12月20日
大阪地方裁判所岸和田支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第６４号
山口県宇部市大字西岐波2095番地２
破産者　三浦　佳子
異議申述期間　平成24年１月23日まで
平成23年12月22日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１４号
北海道白老郡白老町川沿１丁目553番地９　グループホームほのぼの、前住所北海道白老郡白老町字北吉原167番地
破産者　佐賀　道広
異議申述期間　平成24年１月26日まで
平成23年12月22日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５９８６号
大阪府池田市渋谷１丁目14番19号
破産者　髙木　　猛
異議申述期間　平成24年２月８日まで
平成23年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８２号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―1006号
破産者　吉田　末子
異議申述期間　平成24年２月８日まで
平成23年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１１６５号
東京都世田谷区等々力４丁目７―19
破産者　野中丈太郎
免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
平成23年12月21日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３６号
埼玉県久喜市小右衛門131番地
清算株式会社　株式会社ショウセイ
代表清算人　内海　勝正
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（ヒ）第２０９１号
東京都台東区浅草橋１丁目３番14号
清算株式会社　日本文具振興株式会社
代表清算人　山本　雅彦
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部